

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 4 年 1 2 月 2 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

令和4年12月2日

- | | | |
|-------|---------|--|
| 開 議 | 午前9時30分 | |
| 日程第1 | 議案第58号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和4年度岩出市一般会計補正予算第4号) |
| 日程第2 | 議案第59号 | 岩出市個人情報保護に関する法律施行条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第60号 | 職員の定年等に関する条例等の一部改正等について |
| 日程第4 | 議案第61号 | 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第62号 | 職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第63号 | 令和4年度岩出市一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第7 | 議案第64号 | 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第8 | 議案第65号 | 令和4年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第66号 | 令和4年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第67号 | 令和4年度岩出市水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 議案第68号 | 令和4年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第12 | 議案第69号 | 市道路線の認定について |
| 日程第13 | 議案第70号 | さぎのせ公園の指定管理者の指定について |
| 日程第14 | 議案第71号 | 根来さくらの里の指定管理者の指定について |
| 日程第15 | 議案第72号 | 根来公園墓地の指定管理者の指定について |

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

3 番、井神慶久議員は病気療養のため、8 番、吉本勸曜議員は入院治療のため、それぞれ本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議案第58号から議案第72号までの議案15件の質疑、常任委員会への付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第4号）～

日程第15 議案第72号 根来公園墓地の指定管理者の指定について

○福山議長 日程第1 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度岩出市一般会計補正予算第4号）の件から日程第15 議案第72号 根来公園墓地の指定管理者の指定の件までの議案15件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをのらないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1 番目、公明党議員団、玉田隆紀議員、質疑時間50分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員、議案第70号の質疑をお願いいたします。

○玉田議員 おはようございます。

議長の許可を得ましたので、質疑をさせていただきたいと思います。

まず初めに、議案第70号 さぎのせ公園の指定管理者の指定についてであります。1 点目、今回の指定管理者の選定における公募時期と応募者数について、お聞かせください。

2 点目に、選定委員会における総合評価はどのようになっているのか、お聞かせください。

○福山議長 答弁願います。

都市計画課長。

○正木都市計画課長 皆さん、おはようございます。

玉田議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目の公募時期については、令和4年9月1日から募集告示、広報、ウェブサイト掲載を開始し、10月3日から10月11日の期間で申請受付を行っております。

その結果、募集要領の配布時、3者からのお問合せをいただきましたが、応募者数については1者となっております。

次に、2点目のさぎのせ公園指定管理者選定委員会におけるはまゆう J A P A N の総合評価点数については、採点方式200満点中175点で、総合評価、優となっております。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第71号の質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 議案第71号 さくらの里の指定管理者の指定についてであります。これも同様の質問になりますが、1点目、今回の指定管理者の選定における公募時期と、また応募者数。

そして2点目に、選考委員会における総合評価、お聞かせください。

○福山議長 答弁願います。

産業振興課長。

○竹中産業振興課長 玉田議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目の公募については、紀の里農業協同組合は本市の農業者を多く含む農業者団体であり、本市の農産物の生産に精通し、本市農業者と連携した事業運営や事業効果が期待できることから、岩出市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第3号に規定する、引き続き管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できるものとして、公募によらない選定としました。

次に、2点目の根来さくらの里指定管理者選定委員会における紀の里農業協同組合の総合評価点数については、採点方式200点満点中154点で、総合評価、良となります。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第72号の質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 議案第72号 根来公園墓地の指定管理者の指定についてであります、これも同様の質問になりますが、お聞かせください。今回の指定管理者の選定における公募時期と応募者数、そしてまた選考委員会における総合評価は一体何点になっているのか、お聞かせください。

○福山議長 答弁願います。

産業振興課長。

○竹中産業振興課長 まず1点目の公募時期については、令和4年9月1日から募集告示、広報、ウェブサイト掲載を開始し、9月26日から10月4日の期間で申請受付を行っております。その結果、お問合せ、応募者数については、ともに1者となっております。

次に、2点目の根来公園墓地指定管理者選定委員会における岩出市シルバー人材センターの総合評価点数については、採点方式200点満点中158点で、総合評定、良になります。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 これで、公明党議員団、玉田隆紀議員の質疑を終わります。

2番目、日本共産党議員団、市來利恵議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

市來利恵議員、議案第58号の質疑をお願いいたします。

○市來議員 議案第58号について質疑を行いたいと思います。

まず、市民生活応援事業について、マイナンバーカード取得者に5,000円分の商品券を支給するとした理由についてお答えください。

また、カードを取得しない場合は、支給されないのかについてお聞きいたします。

○福山議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 市來議員ご質疑の市民生活応援事業について、1点目と2点目を一括してお答えいたします。

国のマイナンバーカードについて、令和4年度末までにはほぼ全国民に行き渡ることを目指すと方針を示しているところです。そのため、コロナ禍における物価高騰等で影響を受けている市民の方を支援するとともに、地域の活性化やマイナンバーカードの普及促進を図るため、マイナンバーカードの取得された方に5,000円分の商品券を支給することとしました。

○福山議長 再質疑ありませんか。

市來利恵議員。

○市來議員 今回の事業について、これ、マイナンバーカードのチラシによると、コロナ禍おける物価高騰に伴う支援策として、またマイナンバーカード普及促進事業として、カードを取得された方に商品券を配るということになってます。

私、物価高騰に伴う支援策というのと、マイナンバーカードの普及促進事業というのは、分けて考えるべきではないかと。物価高騰等に伴う支援策であれば、急いで物価高騰に対する対策を行わなければならないということであれば、カード取得にかかわらず、すぐに市民の方々にやるという考え方ができるんですけど、マイナンバーカードの取得も法律上は任意となっています。この点について、物価高騰対策というのであれば、カードの普及、これ2月末まで対象となっておりますが、早急にこれはカードを取得しなくても市民に配送するといった考え方はできないでしょうか。この点をお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 市來議員の再質疑にお答えいたします。

市といたしましては、これまで物価高騰等の対策として、8月1日付で専決し、水道料金基本料金の6か月免除等を行っております。今回の物価高騰等交付金につきましては、国が示す推奨メニューで、消費下支え等を通じた生活者支援として、マイナポイント等を発行して、消費を下支えするなどの支援とあることから、マイナンバーカード取得者に対しての事業としてございます。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第59号の質疑をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第59号で質疑を行わせていただきます。

岩出市には個人情報保護条例が既にあります。今回の条例制定で、どういったことが変更となるのかをお聞きいたします。

2点目は、現行条例の改廃となりますが、新条例について、個人情報保護審査会等での検討や意見聴取は行ったのか。

3つ目は、パブリックコメントをしなかった理由についてお答えください。

4つ目は、匿名加工情報について、個人情報を非識別加工して、民間事業の利活

用に提供するものですが、自治体は住民に最も身近な存在であり、より多くの個人情報を持っています。情報の漏えいのリスクも高まり、行政の信頼も住民の信頼も失われかねませんが、提供というのはどうなっていくのか、この点についてお聞きをします。

○福山議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 市来議員の質疑についてお答えいたします。

まず1点目、岩出市には個人情報保護条例が既にある、今回の条例制定、どういったことが変更となるのかについてですが、個人情報の保護開示について、これまで各市町村で独自に制定していたところ、国の法律に基づくものとして、制度が一元化されることとなります。制度の運用に当たっては、これまでとおおむね変更はないものと考えております。

主な変更点といたしましては、2点上げさせていただきます。

まず1点目としまして、請求から決定までの期限について、原則15日、最大60日から、原則30日、最大60日に変更となります。

2点目といたしまして、代理で開示請求ができるのは、法定代理人に限定していたところ、今後は委任状等により確認を行うことで、任意代理人からの請求も可能となるという点でございます。

2点目のご質疑、現行条例の改廃となるが、新条例について、個人情報保護審査会等での検討や意見、聴取は行ったのかについてですが、岩出市情報公開個人情報保護審査会委員に意見照会を実施してございます。

3点目、パブリックコメントをしなかった理由についてですが、市の独自政策ではなく、国の法律の施行に伴い整備するものであり、原則として、国の方針に沿って制定されるものであることから、パブリックコメントは実施しなかったものでございます。

4点目、匿名加工情報の提供はどうなるのかについてですが、都道府県、政令指定都市以外の地方公共団体については、当分の間、匿名加工情報の民間への提供は義務づけされていませんので、現時点においては制度を導入する予定はございません。

○福山議長 再質疑ありませんか。

市来利恵議員。

○市来議員 変更内容等々聞いたんですが、非常に分かりにくいなと思っています。

例えば、現行の条例では、第1条に、個人の利益の保護を図り、基本的人権の擁護に資することを目的としています。また、個人情報収集の際は、法令の定めがある場合を除き、本人から収集しなければならない。思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報は、法令等の定めがある場合や公益上特に必要があると認める場合を除き、収集してはならない。さらに、オンラインとの結合についても禁止していることなどが明記されています。

ところが、法にはこの規定はないんです。市でも独自性の個人条例を今持っている中で、国が変えるから変えるんだという説明ですけど、こうした独自性の市の規定というのは、一体どのようになるのか。例えば、これが保護なくなるとした場合、保護水準の後退を招くとは考えられないのか、この点についてお聞きをいたします。

個人情報の保護審査会では、意見を聴取しているということですが、実施された、どのような意見があったのかという観点を聞きたいと思います。

3点目は、岩出市にはパブリックコメントを国の制度だからしなかったというような説明がありました。岩出市にはパブリックコメントの手続要綱があります。その中の第3条では、パブリックコメント手続の対象に、(2)で市の基本的な制度を定める条例及び規則の制定または改廃とあります。この点からも、国が示してきたから、岩出市でもやりますというだけではなく、パブリックコメントの手続は行うべきではなかったのかと考えます。この点について、もう一度答弁を求めたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、個人の権利、利益の保護を守りという点でございますが、これにつきましては、法律の第1条で、目的として、個人の権利、利益を保護することと明記しており、この規定は直接地方自治体に適用されるため、施行条例、今回の新条例につきましては、改めて記載することはしてございません。

次に、要配慮個人情報、思想、信条、病歴等についてですが、これにつきましては法律第6条において規定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならないとあることから、事務に必要な同様の情報を収集することについて、従来どおり制限、保護されているものと考えてございます。

次に、審査会での意見ですが、手数料の徴収に係る書きぶりについてご意見をいただいております。分かりやすい表現に修正したところでございます。

当初、手数料は徴収しないとしていたところ、手数料の額は無料とする。

また、審査会の業務に変更はあるのかという質問につきましては、従来どおり、審査請求に係る諮問について対応していただくと説明してございます。

最後に、パブリックコメントにつきましてですが、これにつきましては、先ほど答弁させていただいたとおり、市の独自施策ではないという点でございます。あくまでも国の法律に従って制定されるものであることから、パブリックコメントは実施してございません。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

市來利恵議員。

○市來議員 1点だけですね、パブリックコメントのことについてです。

国がやるから岩出市はしなかったという形で、国に基づいてやるんで、パブリックコメントはやらないという話でした。やっぱり、これ例えば、民間事業者が情報を収集しやすくなるように国が改正をしてきたということについてなんです、やはり情報の主体というのは、主権者である住民なんですよね。住民の知らないところで、どういった情報が、やはり提出されるのかというところで、やはり心配されるのは情報漏えいについて危険性があるのではないかと、自分の情報を知らない間に出回るんじゃないかというところが心配事としてあるわけです。

そうした中で、今回、パブリックコメントはしなかったんですが、市民に対する説明というものは、きちっと行ってやらなければならないことだと考えています。

その点について、今後、市として、改正になった場合、どのような形で市民への説明責任をしっかりと行っていくのか。また、情報漏えいについてのそういった心配はないのか、そういうことが払拭されるのか、それも併せてですね、しっかり説明する責任があると思いますんで、その点についてどのようにお考えになっているのか、お聞かせください。

○福山議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 市來議員の再々質疑にお答えいたします。

まず、市民の知らないうちということで、市民に対しての説明責任ということでございます。まず、今回の件につきましては、先ほどからお答えしたように、国の方針に沿って制定されるもので、パブリックコメントは実施しないということでございます。また、市の施策等、根幹に関わるものについては、当然、パブリックコメントの要綱等にのっとり、パブリックコメントは実施してまいります。

あと、情報漏えい、これにつきましては、今回の個人情報の保護に関する法律、これにつきましては、第61条です。この中に、目的達成に必要な範囲を超えて個人情報をまず保有してはならないと、これは行政機関の責務でございます。それに対して、また情報等についても、匿名加工情報ということで、個人の情報が特定できないような情報で提供する場合は、こういう形で個人の情報が特定できない状態で提供するというところでございます。

ただし、先ほどお答えしましたように、現在のところ、地方公共団体については提供は義務づけてございませんので、現時点については導入する予定はございません。

○福山議長 総務課長。

○木村総務課長 失礼いたしました。

市民への周知ですけれども、先ほどお答えしましたように、パブリックコメントという形で、今後、市の施策等をしていく前は、パブリックコメントとしていくということでございます。

(○市来議員 これについては説明責任を果たさないということやな。)

○木村総務課長 今回の条例につきましては、特に、今のところ、市民への広報というのは考えてございません。それにつきましては、また他の自治体の情報等も収集し、検討してまいります。

○福山議長 これで、日本共産党議員団、市来利恵議員の質疑を終わります。

以上で、議案第58号から議案第72号までの議案15件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第58号から議案第72号までの議案15件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

○福山議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月12日月曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月12日月曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(9 時 52 分)